

武蔵ヶ丘病院 疑義照会簡素化プロトコル

武蔵ヶ丘病院院長

水流添 周

1. 基本事項

院外処方せんに係る疑義照会、確認事項等の処方医への照会・確認において、保険薬局での患者の待ち時間短縮や処方医の負担軽減の観点から、下記第3項の事例①から⑦において、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への直接確認を不要とする。但し、必要に応じての直接照会や法令遵守の立場を妨げるものではない。

2. 手順

- ① 武蔵ヶ丘病院より、疑義照会簡素化プロトコルについての説明を受け、「武蔵ヶ丘病院 疑義照会簡素化プロトコル合意書」を取り交わす。
- ② 「武蔵ヶ丘病院 疑義照会簡素化プロトコル合意書」を取り交わした保険調剤薬局においては、下記第3項の事例①から⑦に該当するものについて以下の手順とする。
- ③ 事例①～⑦に該当する処方の場合には、患者より同意を得たうえで疑義照会を簡素化し、処方内容を変更することができる。特に価格や服用方法の変更が発生する場合については十分に説明の上、同意を得る。
- ④ 後日変更箇所について、当院医事課に報告する。

3. 問い合わせ簡素化事例

① 一包化調剤への変更

- ☐ 薬剤管理、利便性等の観点から必要と判断した場合を対象とする。ただし、調剤報酬を伴う場合には「心身の特性により錠剤等を直接の被包から取り出して服用することが困難な場合」または「多種類の薬剤が投与されている患者においてしばしばみられる薬剤の飲み忘れ、飲み誤りを防止する」の理由による場合のみが対象である。
- ☐ コメントに「一包化不可」とある場合は除く。
- ☐ 各薬剤の安定性等に配慮し、実施する。

② 成分が同一の銘柄変更

例 1: 「グラクティブ錠 50mg」→「ジャヌビア錠 50mg」

例 2: 「ロキソプロフェン Na 錠 60mg 「トーワ」」→「ロキソニン錠 60mg」

例 3: 「【般】プロチゾラム錠 0.25mg」→「レンドルミン錠 0.25mg」

- ☐ 漢方薬、生物学的製剤については対象外とする。

③ 内服薬の剤型変更

例 1: 「ランソプラゾール OD 錠 15mg」→「ランソプラゾール錠 15mg」

例 2 : 「プレガバリン OD 錠 75mg」 → 「プレガバリンカプセル 75mg」

例 3 : 「ワーファリン錠 1mg 0.2T (粉砕)」 → 「ワーファリン顆粒 0.2%(2mg/g) 0.1g」

- 体内動態の変化が想定される剤型の変更は除く
- 合剤と単成分薬剤間の剤型変更は対象外とする。
- 安定性、利便性の向上のための変更に限る。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。

④ 内服薬の別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例 1 : 「ワーファリン錠 1mg 1.5T」 → 「ワーファリン錠 1mg 1T + ワーファリン錠 0.5mg 1T」

例 2 : 「アムロジピン錠 5mg 2T」 → 「アムロジピン錠 10mg 1T」

- 安定性、利便性の向上のための変更に限る。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 外用薬の規格変更は認められない。

⑤ 消炎鎮痛剤における剤型の変更 (パップ剤⇔テープ剤)

例 : 「ロキソニンパップ 100mg」 → 「ロキソニンテープ 100mg」

- 患者が希望した場合に限る。

⑥ 日数の適正化

ビスホスホネート製剤等の週 1 回あるいは月 1 回服用の製剤野に数適正化、「1 日おきに服用」等と処方された薬剤の日数適正化

例 : ほかの処方薬が 56 日分で処方するとき、「アレンドロン酸 35mg 1 錠 56 日分」 → 「アレンドロン酸 35mg 1 錠 8 日分」

- 単独処方の場合は除く。

⑦ 残薬調整

- 患者より前回処方薬の余りがあることを確認した場合、処方日数を調整し減ずる。原則、処方日数を増やすことはできない。(次回受診日に不足する場合は可能)
- 薬の残薬数以上に処方日数を減じる場合とはできない。
- 外用剤の本数、枚数の変更も含む。
- 「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で「保険医療機関へ疑義照会した上で 調剤」または「保険医療機関へ情報提供」にチェックがある場合は、その指示に従う。

⑧ 外用剤の部位

例 1 : 「リンデロン軟膏」1 日 1 回塗布 → 「リンデロン軟膏」1 日 1 回塗布 足

例 2 : 「モーラステープ 40 mg」1 日 1 回 貼付 → 「モーラステープ 40 mg」1 日 1 回 貼付 肩

- 外用剤の部位の記載がない場合は、患者本人に確認する

4. 注意事項

- ① 薬価が高くなる場合も含むが、患者同意を得ること。
- ② 麻薬、抗悪性腫瘍剤についてはすべての項目から対象外とする。
- ③ 申し合わせ事項②～④に関して、漢方薬、生物学的製剤は対象外とする。
- ④ 適応症が異なる医薬品間の変更は対象外とする。

5. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更にて調剤した場合には、後日変更箇所について、当院医事課に報告する。

- ・上記に該当しない変更を含む疑義照会は、必ず病院へ電話にて確認を行う。

2024 年 10 月 作成